

広島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
市立三次中央病院	三次市東酒屋町一〇五三 一番地	三次市東酒屋町字敦盛五 三一 一番地	平成二九年一〇月 三一日
市立三次中央病院（歯科）	三次市東酒屋町一〇五三 一番地	三次市東酒屋町字敦盛五 三一 一番地	平成二九年一〇月 三一日